

飯舘村^{わらびだいら}蕨平地区における 可燃性廃棄物減容化事業について

環境省では、飯舘村^{わらびだいら}蕨平地区において、可燃性廃棄物の減容化事業に着手します。この事業では、村内の可燃性廃棄物に加え、村外（福島市、相馬市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町の周辺6市町）の農林業系ごみ及び下水汚泥の処理を行います。

飯舘村のご理解とご協力を得て、飯舘村の復興・再生のみならず、福島県全体の復興に貢献することを目的として実施するものです。

また、放射性物質に汚染された可燃性廃棄物を集約処理する初めての事業となります。

背景

飯舘村内において大量の除染ごみ等が発生しており、また、福島県内には大量の農林業系ごみや下水汚泥が現在も保管されている状況にあり、福島復興のためには、これらの廃棄物の速やかな処理が必要です。



<飼料の保管例>



<下水汚泥の保管例>

このため、環境省では、飯舘村へ減容化事業への協力を要請し、立地条件の確認や、候補地での実現可能性調査（地下水調査等）を実施してまいりました。

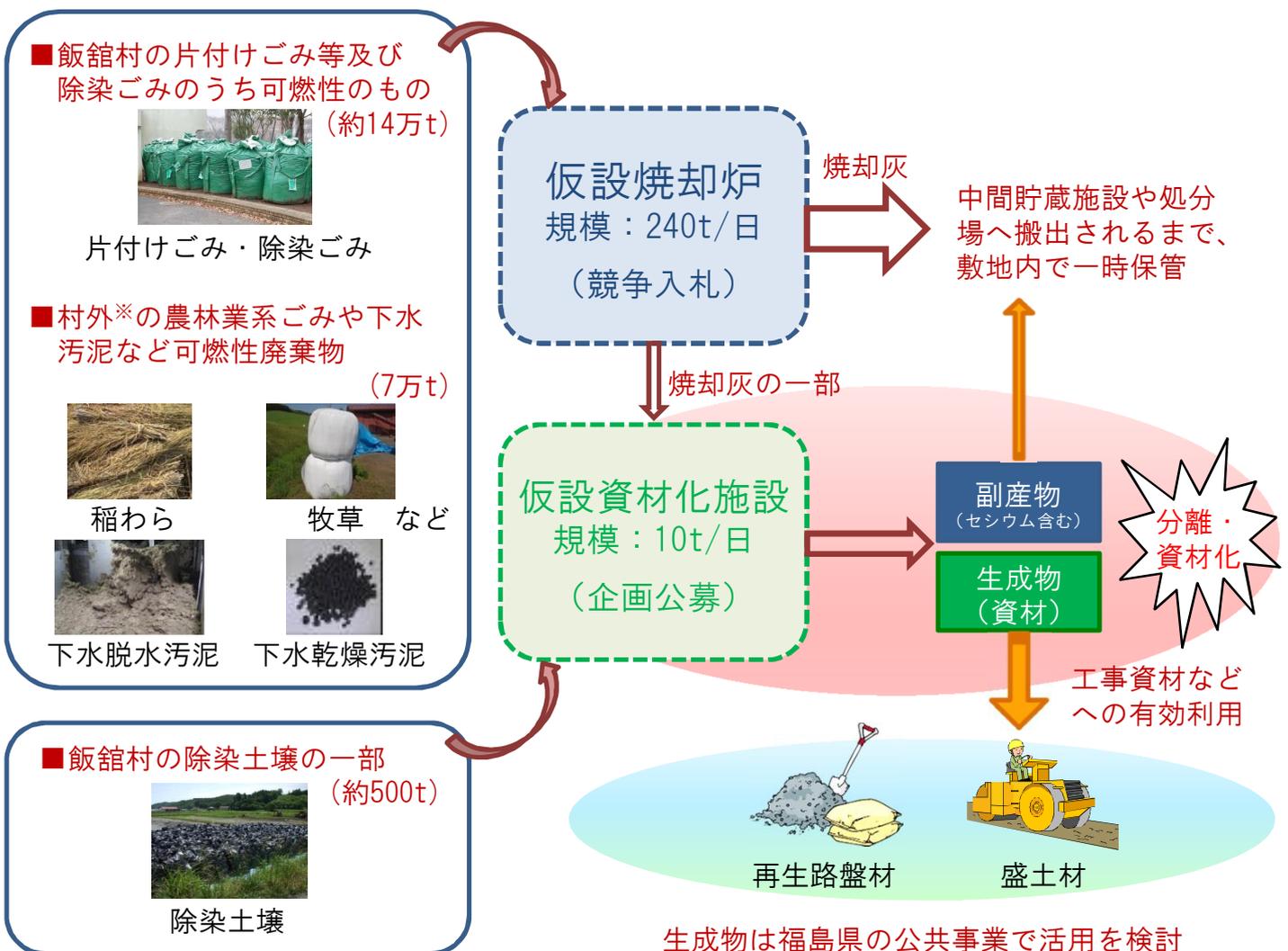
このたび、飯舘村のご理解とご協力を得て、飯舘村外の廃棄物も対象として減容化事業を進めていくこととなりました。

事業の概要

飯館村民の帰還に向けて生活環境を改善し、かつ、除染事業の推進と福島県の復興に貢献するため、減容化事業を実施します。

施設の完成後3年間で運転を完了することを基本としています。

- 仮設焼却炉（処理能力240トン/日）を設置
 - ・ 飯館村内の片付けごみ等及び除染ごみのうち可燃性のものを焼却処理します。
 - ・ 飯館村外※の農林業系ごみ、下水汚泥を併せて焼却処理します。
- 仮設資材化施設（処理能力10トン/日程度）を設置
 - ・ 焼却灰や土壌からセシウムを分離させ、再生利用可能な資材を生成する実証事業を併せて行います。
 - ・ 生成物は工事資材として使用することが可能となります。



※飯館村外とは、福島市、相馬市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町の周辺6市町（各市町による処理の取組が進むことによって、本事業の処理対象から外れる場合があります。）

処理対象物

- 飯館村内の片付けごみ等及び除染ごみのうち可燃性のもの
約14万トン
飯館村内の除染土壌の一部
約500トン
- 飯館村外の農林業系ごみ及び下水汚泥
合計7万トン
 - ・ 農林業系ごみ（稲わら、牧草、堆肥、剪定枝、バーク、ほだ木、もみ殻、米ぬか）
福島市、相馬市、南相馬市、伊達市、国見町、川俣町から
約5万トン
 - ・ 下水汚泥（脱水汚泥、乾燥汚泥）
福島市、南相馬市、国見町から
約2万トン



※数値は推計値であり、今後精査する予定です。

事業予定地



スケジュール

測量・地質調査業務
計画・設計業務
環境現況調査業務



平成25年度末までに
仮設焼却炉／仮設資材化施設の事業着手



平成26年度末目途
仮設焼却炉運転／仮設資材化実証事業開始



3年程度で処理／実証完了を目指す



速やかに、撤去・原状回復

※処理対象物の量の精査や設計の結果などにより、スケジュールの変更があり得ます。

廃棄物の収集・運搬から焼却灰等の搬出まで、国が責任をもって実施します。事業終了後は施設を速やかに撤去します。

①収集・運搬

可燃性廃棄物及び除染土壌を収集・運搬。



片付けごみや稲わらなどを収集・運搬



飯舘村の除染活動に伴って排出される可燃性の除染ごみ及び土壌を収集・運搬

②受入れ・前処理

敷地内の受入スペースで受入れ・前処理。



必要に応じて前処理（ラップを剥がし細かく裁断するなど）を実施

施設周辺の敷地境界や、焼却灰等の放射能濃度などをモニタリングし、結果は定期的に公表。

③焼却・資材化

仮設焼却炉及び仮設資材化施設において焼却・資材化。



排ガス処理装置などによる放射性物質対策



緊急時を踏まえた安全対策

④焼却灰等の一時保管・搬出

焼却灰等を必要に応じてセメント固型化した後、中間貯蔵施設や管理型処分場が供用開始となるまで施設内で一時保管後、搬出。



焼却灰等を必要に応じてセメント固型化

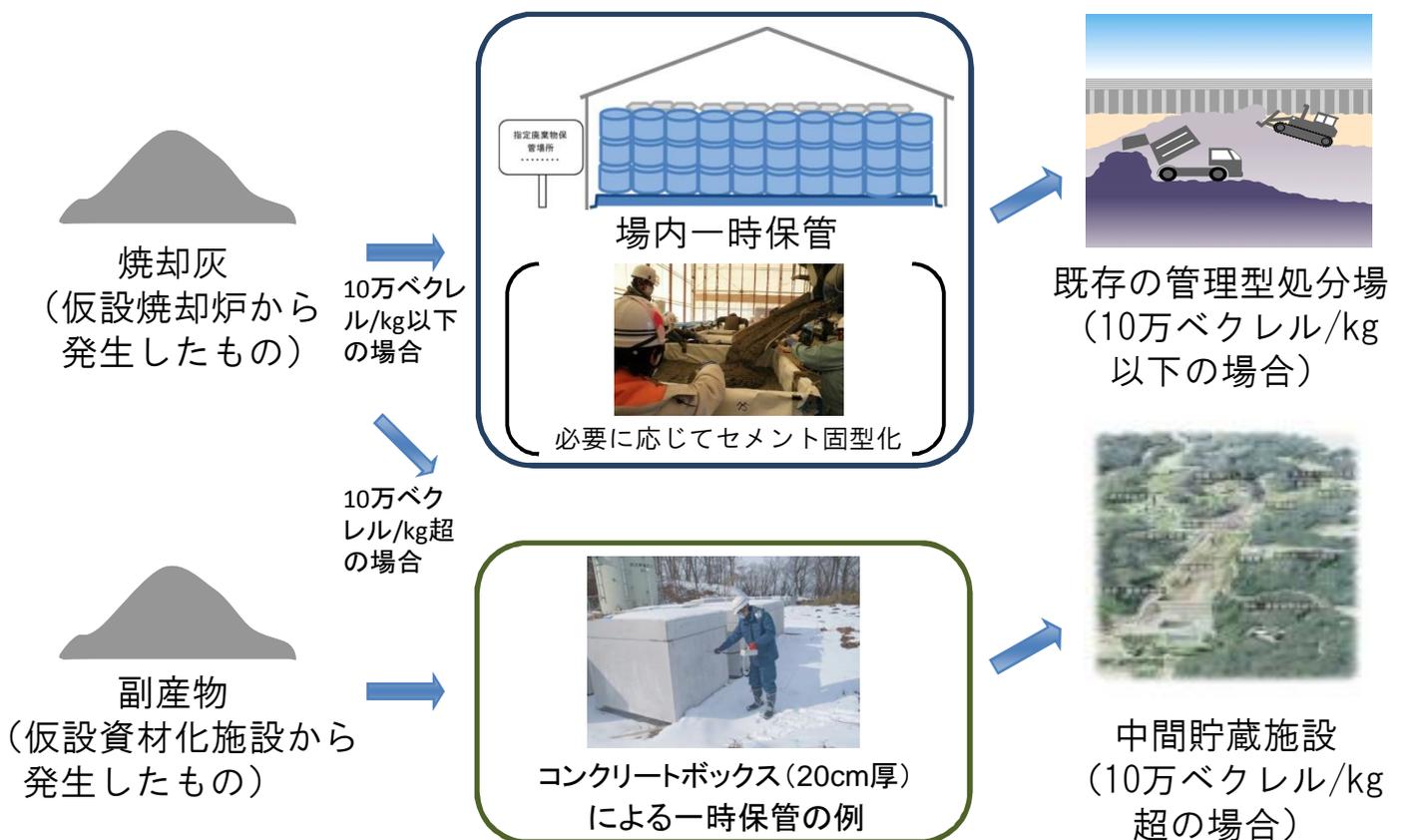


中間貯蔵施設又は民間の管理型処分場で処分予定

⑤モニタリング・緊急時対応等

焼却灰等は、飛散・流出を防ぎ、十分な遮蔽措置を講じます。

- 焼却・資材化の過程で、セシウムを含む焼却灰及び副産物（以下「焼却灰等」と言う）が発生しますが、焼却灰等は、適切な容器を使用するなど、必要な措置を講じて安全を確保した上で、事業の敷地内で一時保管します。
- 焼却灰等のうち溶出しやすいものは、セメント固型化します。
- 放射能濃度が高い焼却灰等を一時保管する場合は、十分な遮蔽効果を有する容器（例えば、コンクリートボックス）などを活用することで、安全に管理します。
- 焼却灰等は、放射能濃度に応じて中間貯蔵施設または既存の民間の管理型最終処分場へ搬出する計画です。



環境省のホームページなどで情報公開を徹底します。

- 皆さまにモニタリングデータ等を確認していただけるよう、環境省のホームページなどを活用して情報公開を徹底します。